

○千葉県市町村交通災害共済 に加入しましょう

千葉県市町村交通災害共済は、みなさんの会費で支えあう助け合いの見舞金制度です。万一の事故に備え、この機会に加入しましょう。

年会費 700円

共済期間 9月1日から翌年の8月31日までの1年間(途中加入もできます。)

見舞金の対象となる事故

自動車、オートバイ、自転車などによる人身事故等で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

見舞金の額

- ①死亡見舞金 150万円
- ②傷害見舞金 2万円～50万円
(入院・通院実日数による)
- ③身障見舞金 50万円
(身体障害等級1級または2級)
- ④交通遺児見舞金
遺児1人につき10万円

申込と受付

申込書に必要事項を記入のうえ会費を添えて環境防災課へお申込ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地区ごとの集金はありません。

○見舞金の請求に必要な書類

必要書類	見舞金種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団加入は不要)		○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)		○			
死亡診断書または死体検案書			○		○
身体障害者手帳				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍謄本					○
印鑑		○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は原本が必要です。なお、事故の状況により他の書類が必要となる場合があります。

☎(84) 1216
申問 環境防災課防災班

○自転車を利用しましょう

自転車は、子どもから高齢者まで幅広く利用され、日常生活に密着している乗り物です。一方で、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会的な問題となっており、自転車利用者が原因の交通死亡事故も発生しています。高額な損害賠償事例もあり、自転車の安全利用対策が求められています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

千葉県では、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行し、安心してくらすことができる地域社会の実現を目的として「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されています。

守ろう「ちばサイクルルール」

自転車を安全に利用するための10項目のルール「ちばサイクルルール」があります。

ちばサイクルルール

◇自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

◇自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

自転車は車両です。

交通ルールや「ちばサイクルルール」を守り、交通事故を防止しましょう。

○夏の交通安全運動

7月10日(金)～19日(日)

「スローガン」

「交差点 命のきけんが」

「かくれんぼ」

「運動重点」

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

☎(84) 1216
問 環境防災課防災班

